

監査役・いたさんのオピニオン NO.30

※本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致しません。本稿は2024年10月開催の日本ガバナンス研究学会年次大会での報告を加筆・修正し、同学会機関誌『内部統制 No.17』(2025年3月)に寄稿したものです。

コーポレート・ガバナンスの観点から政治献金を考える

板垣 隆夫

I. はじめに～問題の所在

1. 自民党パーティー券裏金事件

安倍派など自民党派閥が政治資金パーティー収入の一部を政治資金収支報告書に記載しなかった疑いがあるとして、2024年1月東京地検特捜部は政治資金規正法違反容疑で現職国会議員を逮捕した。派閥ではパーティー券の販売ノルマ超過分を所属議員に還流させることによって収支報告書に記載されていない「裏金」が作られていたことが判明し、社会的批判が高まった。これを受けて改正政治資金規正法が2024年6月に成立したものの、「政治と金」の問題の解決には程遠く、国民の怒りは容易に収まることはなかった。10月の衆院選挙で自民党は大敗し、与党過半数割れとなった。臨時国会で政治資金規正法の再改正を含む政治改革3法が成立したが、企業・団体献金の禁止などは先送りとなった。

2. 資金の出し手の企業の責任を問う声の高まり

パーティー券代金が派閥の裏金に使われた疑惑について、パーティー券購入の主な主体は企業や団体であることから、資金の出し手である企業の責任を問う声が高まっている。企業のパーティー券購入が、このような自民党の腐敗を助長していたのではとの社会からの厳しい問い掛けである。朝日新聞は2024年2月から連載「企業献金の深層(全10回)」を掲載し、日経新聞も3月に「識者に聞く企業献金の課題」でこの問題を大きく取上げた。これに対し、経団連会長が「民主主義の維持にはコストがかかる。政党に企業の寄附(献金)することは一種の社会貢献だ」「何が問題なのか」と語り、SNS等で厳しい批判を浴びたことは象徴的な出来事であった。

3. S社株主総会での質問

報告者の出身会社であり、会長が経団連会長を務めているS社では2022年に企業として最高額の5千万円を寄附している。そこで、報告者は2024年6月の株主総会において政治献金の問題を取り上げ、パーティー券購入を含む献金の実態と必要性を執行部と社外取締役・監査役に問い質した。「政治献金が当社にとって本当に必要な支出となっているかを社外取締役や監査役がきちんと報告を受け、チェック出来ているか及び透明性を持った形で開示出来ているか。」

これに対する執行部や監査役等の回答は、「寄附に当たっては関係法令の遵守はもとより社内規定に基づき定められた手続きのプロセスを踏んでおり、一定の基準を超える寄附については取締役会に付議してその決議に基づき実行している。パーティー券購入を含む政治献金については社会の一員として果たすべき役割や経済・社会の活性化の為に応分のコストを負担する立場から継続的に実施してきている。」であった。専ら手続き面での適法性の説明に終始し、本当に当社として献金が必要なのかという献金自体の正当性には納得できる答えはなかった。なお、S社だけでなくいくつかの会社の株主総会で同様の質問があった。

4. 企業の政治献金は社会貢献というだけで正当化されるのか

自民党への献金やパーティー券購入が社会貢献であり、応分のコスト負担であるのかについては、企業側からは合理的な説明がなく、多くの国民の持つ社会常識から懸け離れてしまっているのではないかと。自分たちに都合の良い政策や規制を作ってもらい見返りにお金を渡せば贈収賄に問われる惧れがあり、「カネで政策を買う」ことは政策を歪め民主主義を危うくしかねない。一方、営利企業として企業価値の向上に資することのない説明のつかない支出であれば、決定した取締役の善管注意義務違反となる惧れもある。特定政党への政治献金を「社会貢献」という抽象的で曖昧な理由付けで正当化できるのか。

5. 本報告の目的

憲法論や制度論の立場からの企業の政治献金の是非に関する議論の状況を確認しつつ、本報告では主に従来あまり議論されていない企業のコーポレート・ガバナンスの立場からの是非を検討したい。とりわけ、2014年以降急速に進展したコーポレート・ガバナンス改革(CG改革)の文脈の中でどう位置づけられるかを明らかにすることを目指す。

II. 企業による政治献金は許されるのか～制度論の観点から

1. 企業・団体献金の基本問題

まず第一に押さえておきたいのは、企業・団体献金が抱える基本問題である。すなわち資本主義社会においては、企業に経済力が集中する結果として、巨額の政治資金が特定の政党・候補者に集中し、議会制民主政治にとって基本である自由な選挙、公正な選挙を歪める惧れが強いことである。たとえば豊富な資金力を背景に有効かつ大量に意見表明を行い、主権者の意思形成に対して効果的に影響を及ぼすことが可能となる。そして政治献金の「見返り」が、利権等と結びつくことによって、政治腐敗をもたらす金権政治を招く可能性も大きい。昭和のロッキード事件、平成のリクルート事件に見るように、企業と政治の癒着は政治腐敗の温床となってきた。

2. 正当化の根拠としての八幡製鉄事件最高裁判決

企業の政党への政治献金を議論する場合必ず正当化の根拠として持ち出されるのが、八幡製鉄事件最高裁判決(1970年)である。本事案は、旧八幡製鉄が政権与党に政治献金をしたことの違法性が争われた株主代表訴訟である。争点は、①会社の政治献金は、会社の権利能力の範囲外の行為として無効にならないか、②公序違反として無効にならないか、③定款違反として取締役の忠実義務違反とならないか、の三点であった。第一審(東京地裁)は、原告(八幡製鉄の株主)の主張どおり、政治献金を違法であると判断した。しかし、控訴審(東京高裁)は、被告(八幡製鉄の代表取締役)の主張を認めて原告の請求を棄却した。さらに1970年の最高裁判決も、会社にも国民と同様に政治活動の自由があることを認め、それを前提に政治資金寄附も許容されると宣言した。判示によれば、会社の政治献金は社会から期待され要請される社会貢献である。すなわち「企業の社会的責任」であるということになる。もっとも、法定限度を超過する献金は公序違反とされるから、政治資金規正法の範囲内であれば、取締役の忠実義務ないしは善管注意義務の違反にならないとした。

本判決が当時の社会に受け入れられた背景には、共産党独裁体制のソ連が米国と激しく対立していた冷戦構造の存在があり、「自由主義経済体制を堅持するため」の自民党への支援の必要性が一定の説得力を持ったと思われる。しかし、判決からすでに半世紀が過ぎ、ソ連は崩壊して資本主義のグローバル化が進む一方で、野党も自由主義経済や市場経済を支持するなど内外の情勢が大きく変化している点に留意が必要である。

3. 最高裁判決への批判と見直し論

この判決に対しては当時から批判が多かったが、特に有名なのが司法界内部、すなわち岡原昌男元最高裁長官(本判決には関与していない)の衆院政治改革特別委員会での参考人発言(1993年11月2日)である。「自民党の中で(判決の)一部だけを読んで企業献金差し支えない、何ぼでもいい、こう解釈しておりますが、あれは違います」と指摘した。判決当時、企業・団体献金が行き渡っており、最高裁としては企業献金が違憲とは言えないので、「あれは助けた判決」だったと述べた。この判決によって助けられたのは企業・経営者、政党・政治家とりわけ金権政治家であり、発言の真意は時間的余裕を与えるから早急に立法として企業・団体献金規制(禁止)を実行せよということであったろう。

4. 政党助成金制度の導入 付帯決議後も企業・団体の献金の温存

1988年の「リクルート事件」を発端に政治不信が広がり、細川政権下の1994年に「政治改革関連四法」が成立した。政治資金規正法も改正され、政治家個人への献金を禁じ、代わりに税金を原資とする政党交付金制度(政党助成法)を導入した。その際、企業・団体による政党や政治資金団体への献金を5年後に見直す付則を盛り込んだ。この背景には、将来、個人献金などが広がりを見せれば、企業・団体献金は廃止すべきであるという、当時の社会的な合意があった。しかし、1999年改正は政治家の資金管理団体への献金を禁止しただけで、政治家が代表を務めることが多い支部を含め、政党を受け皿とする「抜け道」を残した。何回かの改正も結局中途半端に終わり、企業・団体献金が温存されたまま、今次の不祥事を招くに至ったのである。

冒頭に述べた自民党派閥の「裏金問題」への国民の怒りは強く、2024年10月の衆院選挙は、与党自公は過半数を割り込んで少数与党に転落した。臨時国会では、政治改革問題が議論され、6月成立の改正政治資金規正法の再改正など政治改革関連3法が成立したが、1994年の政治改革から残された「30年来の宿題」である企業・団体献金の禁止問題は先送りされた。自民党は、企業献金は悪ではなく禁止するのではなく、弊害を抑制するために公開・透明性を高めるべきであると強硬に主張しており、なお最終的な決着は見通せない。とは言うものの、八幡製鉄事件最高裁判決を持ち出せば正当性を主張できる時代では最早なくなったことは間違いない。パーティー券購入を含む企業・団体の政治献金の全面禁止論が国民の多数意見となりつつあると言えよう。報告者もその立場を支持する。(注1)

なお、会社法の立場からは、企業献金の是非について、積極的容認論から全面禁止論まで様々であるが、江頭憲治郎氏の『株式会社法[第9版]』(2024、有斐閣)が言及する次の見解が多数説であろう。企業献金自体は容認した上で、「問題は、献金に限らず、政治的意見表明等も含め、会社の費用負担において行われる政治活動には、富が政治を歪曲すべきでないという視点からいかなる限界が設けられるべきかということである。」

ただし、会社法が専門の田中亘・東京大学教授は、株主との利益相反のリスクから企業による献金そのものに否定的な考えを示しているように(2024年3月27日付日経新聞)、コーポレート・ガバナンスの観点からの否定論が増えてきている。(注2)

5. 変遷する経団連の主張と行動

1950年代から始まった経団連の各社への「献金割り当て斡旋」だが、時代の政治社会状況や時の会長の思想・見識に応じて、その主張と行動は変化を示してきた。70年代の「田中金権政治」期には土光会長の献金斡旋取り止めという爆弾発言があった。「今は経団連にとって、政界と財界が癒着しているという国民の誤解

を解くことが急務だ。」しかし結局は継続し、90年代前半には100億円に迫る巨額が集まった。ところがゼネコン汚職など企業の不祥事が続き、政治改革論議の高まりを受けて経団連(平岩会長)は、93年「企業献金に関する考え方」で、政治献金の斡旋を中止すると共に、政治献金が政治腐敗の温床であるとの判断から、将来の企業献金の全面廃止を提案していた。今後は、政治資金を公的助成と個人献金で賄い、企業献金に過度に依存しない仕組みを確立していく必要があり、政府は、そのための環境整備を早急に行うべきであるとの提言である。

しかし、2003年奥田会長時代に「政党へ透明度の高い資金を提供する仕組みを整備し、政策本位の政治の実現に協力していく」と政策評価の新型献金の形で積極的関与を再開した。10年民主党政権が「献金を受けない」と表明したのを受けて献金斡旋を一時中止したが、14年榊原会長時代に「今は政治と手と手を取りあう時期だ」と表明して斡旋献金を再開した。

前述のようにかつては政治献金を自ら否定していた時期もあったが、最近(2023年10月)の「政治との連携強化に関する見解」では、次のように正当性を主張している。「政治寄附については、経団連はかねてより、民主政治を適切に維持していくためには相応のコストが不可欠であり、企業の政治寄附は、企業の社会貢献の一環として重要性を有するとの見解を示してきた。政策本位の政治の実現、議会制民主主義の健全な発展、政治資金の一層の透明性向上に向けて、クリーンな民間寄附の拡大を図っていくことが求められる。」

日本経団連が政党の政策を評価し、それに応じて傘下企業の政治献金を斡旋するのは、政治献金が政党の政策を誘導する政治的影響力があるからであり、これは主権者たる国民の自由な意思表示などを通じて民主的に形成されるべき政治過程が歪められているとの批判も強く(上脇博之 2009)、「政策をカネで買う」との批判は免れないであろう。現実には、「失われた30年」の間、一時期を除いて大半の期間は自民党が与党として政権を握り、日本的な新自由主義路線(構造改革路線)を推進してきたが、その経済政策の多くは経済財政諮問会議など各種の審議会に大企業を中心に構成する経団連など経済団体が参加して、財界の意向を反映させてきた。政治献金は、その際の影響力行使の有力な武器となっている。

政治献金を実施している企業の多くは、こうした経団連の要請に基づき、口移して「社会貢献論」を唱えて企業献金の正当性の根拠としているが、個別企業としての合理性とは乖離して、説得力に欠けることは、Ⅲで述べる通りである。

6. 海外の動向

米国は企業・労組の企業献金は原則禁止であるが、PAC(Political Action Committee)やスーパーPACを設置して役員等から寄付を集め、当該基金から寄付等を行うことが認められており、実際は巨額の政治寄付が行われている。特に2010年の最高裁判決(シチズンズ・ユナイテッド対連邦選挙委員会事件)で献金の上限が取り払われて以降、大幅に金額が増えて音を上げる企業経営者も多く、規制を望む声が高まっていると言われている(注3)。

欧州主要国では、フランスは原則企業献金は禁止されている一方、英国やドイツは一般的に禁止されていないが、英国は株主総会の事前承認が必要である。米国も含めて政治献金の情報公開については、多くの国でCGコード等ソフトローも含めて厳しい規制が設けられている。OECD加盟38カ国のうち、スペインやポルトガル、メキシコ、チリ、韓国など19カ国が政党への企業献金を禁止しており、欧州連合(EU)でも約半数の国で政党への企業献金を禁止している。なお、公的助成制度は米国は大統領候補者に対して、英・独は政党に対して、仏は政党と下院議員候補者に対して実施されている。

Ⅲ. コーポレート・ガバナンスの観点から見た問題点

企業・団体による政党・政治資金団体への政治献金は、法制度としては政治資金規正法による一定の量的・質的制限を受けつつも、現時点では基本的に許容されている。この前提の下で、資金の出し手である個別企業側のコーポレート・ガバナンス(CG)の観点からの政治献金の問題点とあるべき姿を検討したい。制度的規制がない以上、企業は各社毎の主體的判断が求められ、その判断理由の正当性につき説明責任が問われることになる。

1. CG改革が重視する基本原則～政治献金との関りで

我が国のCG改革については次の三つの側面から理解することが可能である。①アベノミクスの成長戦略の一環として「政治主導」で制定された側面(「日本企業の稼ぐ力の回復」「攻めのガバナンス」「企業収益(ROE)向上」)②日本的経営から米国型経営への転換を志向している側面(「執行と監督の分離(モニタリングモデル)」、「社外取締役の本格活用・過半数化」、「株主権論」、「投資家との対話」)。ここで重要なのはガバナンス観の違いを越えて一致が可能な普遍的価値を有する次の③の側面である。

③国際的に蓄積されてきた企業統治の知見とベストプラクティスが反映している側面。【キーワード】は「持続的な成長と中長期的な企業価値の向上」が基本コンセプトであるが、政治献金との関りでは、「株主を始め顧客・従業員・地域社会等のステークホルダーの重視」、「ESG問題への積極的・能動的な対応」、「適切な情報開示と透明性の確保」、「株主と社会の観点からの経営の監視・監督」が重要である。

なお、日本のCGコードが参考としたOECD・CG原則には、非財務情報の開示の一環として政治献金に関する開示が例示されているが、我が国のCGコードにはなぜかこの部分は欠落している。追加改訂が望まれる。(注4)

2. コーポレート・ガバナンス(CG)の観点から見た議論のポイント

(1) コンプライアンス・手続きの適正性

法の遵守は当然であるが、それを前提に政治資金規正法・公職選挙法等に則り自社の経営規模に見合った適正な寄附・献金の基準を設けて、基準の内容を社内に周知することが必要である。実施に当たっては、社内規則に規定された手順に沿って承認、実行されることは最低限求められる。併せて経営者の個人利益のために使われていないかという利益相反リスクの観点からのチェックも不可欠である。

(2) サステナビリティ経営(ESG・SDGs 経営)の観点からの論点と留意点

今日国際的なCGの主要な潮流はサステナビリティ経営(ESG・SDGs 経営)とステークホルダー経営である。我が国でも、2015年のCGコード策定時から、【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】への対応が織り込まれていたが、そのインパクトは必ずしも大きくなかった。その後2021年改訂でサステナビリティ課題の記述が大幅に増強され、気候変動問題への対応の外、人権の尊重、従業員の健康、労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、具体的な課題の記述が拡充強化された。企業に対し、社会的価値(社会課題の解決)と経済価値(企業価値・株主利益)との長期的視点からの両立を求めたものである。今日ESGが示す環境・社会・ガバナンス等の社会的価値への配慮が不十分な企業は長期的に成長が見込めないと考えられるようになった。

サステナビリティ経営を推進していく上で重要な留意点は下記の3点である。第一は、社会課題の解決を掲げたSDGsは単なるお題目ではなく、世界変革目標(社会システム変革)として位置付けられていることである

(「2030年アジェンダ宣言」)。第二は、SDGsが目指すべき世界像は「貧困、飢餓、病気および欠乏から自由な世界、恐怖と暴力から自由な世界」「人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等および差別のないことが尊重される社会」「持続可能な経済成長と働きがいのある人間らしい仕事を享受できる世界」である。ESGのSの最大重要項目は人権問題であり、企業が優先して取り組むべきは足元の「ビジネスと人権」問題である。第三は、近年のサステナビリティとステークホルダーを重視する内外の潮流の主流化は、社会と企業に価値観の変革を迫っていることである。先般のジャニーズ問題や今次のN氏&フジテレビ問題に対する社会と企業の真摯かつ厳しい対応は、性と人権をめぐる長く過酷な戦いとそれが勝ち取った人権意識の大きな変化なしには理解できない。個人の自立と生き方の多様性を当然のこととして認める価値観の広がりは確実に企業を変えつつある。以上を踏まえて、サステナビリティ経営の観点から、政治献金の持つ問題点と対応策の検討を行いたい。

① 多様性の確保(ダイバーシティ)

CGコード原則2-4は「女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保」を掲げ、「上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。」と述べている。

特定の政党への献金は、企業が特定の思想や信条を支持していると見做される可能性があり、多様な価値観を持つ株主・経営者・従業員などステークホルダーの思想や意見を軽視していると受け取られるリスクがある。結果的に、CG改革で重要性が主張される思想信条を含む多様な価値観の尊重(ダイバーシティ)に反する惧れがある。その結果、組織の強靱性及びステークホルダーからの信頼性を揺るがせるリスクがある。

② 個人の人権を侵害するリスク

多様な政治信条・支持政党を持つ人々で構成される企業が特定政党に資金提供することは、個人の政治的自由や思想信条の自由への侵害になりかねない。株主や従業員の総意を擬制し得ない特定政党への政治献金をなぜ当社が行う必要があるのか、合理的で説得性を持った説明が求められる。これらの人権は形式的民主主義(多数決)には馴染まない少数派の権利尊重の観点(SDGsが掲げる「ひとりも取り残さない」という目標)からも十分な検討が求められる。

③ 「社会貢献」への資金支出の正当性(社会課題と政治献金はどう異なるか)

ESG・SDGs関連の社会課題の解決への取り組みと政治献金は、直ちに利益増加に結び付かない資金支出という意味では共通性がある。共に「社会貢献」「企業の社会的責任」を謳い文句に掲げる点でも共通である。しかし国連での全会一致で合意されたSDGsなど社会課題の解決は普遍的価値を持つのに対し、政治献金は明らかな党派性という限界を持つ。慈善活動を含むESG・SDGs活動と政治献金を同列に論じることは出来ないのは明らかであろう。

④ 説明責任の重視、深化

サステナビリティ経営の浸透・深化は企業の社会貢献活動の具体的内実への厳しい問い掛けを伴うものである。実態の伴わない言葉だけのスローガンは「グリーンウォッシュ」「SDGsウォッシュ」と見做される。従来の政治献金の目的とされた「社会貢献」「民主主義のコスト負担」という抽象的で曖昧な概念は資金支出の根

拠の説明としては説得性を持たずそのままでは通用し得ないであろう。これらを踏まえて、政治献金支出の根拠をどう語るかが、政治献金を行う企業の経営者に厳しく問われよう。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

各社の政治献金の金額、相手先は、あらゆる政治団体の収支報告書をチェックして「名寄せ」しないと分からない上、パーティー券の購入額が5万円以下(改正前は20万円)の場合は購入者の情報は記載されていないので不明である。事業報告なり統合報告書等での自主的な情報開示は必須である。併せて、株主総会での株主からの質問に対しては、金額・相手先に加えて、政治献金の決定プロセスと説得力のある実施理由の開示も求められる。

3. 取締役会・社外取締役の役割

献金の金額、相手先については取締役会での決定が必要である(初めて政治献金を行う場合は株主総会の承認)。そこで社外取締役は当社が政治献金を行う意義について、株主と社会の観点から執行側に納得のいくまで説明を求めべきである。従来のような「社会貢献」「民主主義のコスト負担」などという曖昧で無意味な説明に安易に同調することは責務を果たしたことにはならないことを肝に銘ずるべきである。

4. 監査役等の役割

監査役等は内部監査部門とも連携しつつ、下記をモニタリングする。

① コンプライアンスチェック

政治資金規正法をはじめとした関連法令を遵守していることを確認する。献金の額や対象、手続き等について、法令や社内規則の制限や要件を満たしているかどうか。

② 取締役会の意思決定プロセスの合理性監査

政治献金の決定プロセスが適正に行われていることを確認する。取締役会等において十分な審議が行われているかどうか、献金の目的や効果が明確化されているかどうか。

③ 内部統制の整備と利益相反リスクの観点

政治献金に関する内部統制が整備されていることを確認する。政治献金の承認権限の明確化、政治献金台帳の備付、政治献金に関する監査体制の構築など。併せて政治献金が、会社や従業員の利益のためではなく、個人の利益のために使われていないか(利益相反リスク)を確認する。

④ 情報公開の観点

政治献金に関する情報が適切に公開されていることを確認する。総額、対象先、目的などを株主や従業員等ステークホルダーに開示しているかどうか。

IV. おわりに～来年の株主総会に向けて

本年(2024年)の株主総会では、政治献金について数社の企業で株主からの質問があったが、来年以降は執行部や社外取締役・監査役への機関投資家も含む株主からの質問や提案が大幅に増えることが予想される。これに対して、従来のような抽象的で曖昧な回答でやり過ごすことは許されまい。説得力ある説明ができない場合は、政治献金の継続を断念せざるを得ないケースも覚悟せねばならないだろう。各社のコーポレート・ガバナンスの本気度が試されるリトマス試験紙の役割を本案への取り組みが果たすことを期待したい。

(注)

1) 企業・団体献金の禁止をめぐる議論は、1994年の「平成の政治改革」で積み残されたもので、「30年来の宿題」と言われる。当時野党だった自民党の河野洋平総裁と非自民連立政権の細川護熙首相が政治改革に合意した際、税金を原資とする政党交付金を導入するかわりに、政治家個人への企業・団体献金を禁止することにしたが、政党への企業・団体献金については、5年後にあり方を見直すことにした。これについて、2024年衆議院予算委員会で石破首相は「政党助成金が入ったから、企業・団体献金がなくなるという意識を持った者は、自民党にはいなかった」と主張した。ところが、当事者であった河野洋平元衆院議長は同年12月の超党派の議員連盟総会で講演し、「政党助成金という異例の制度を導入したこと自体が企業・団体献金の廃止が前提だった。細川さんもそういう考えだった」と発言し、「公的助成(政党助成金)が実現したら、企業献金は廃止しなきゃ絶対におかしい」(オーラル・ヒストリー)と指摘している。

2) 田中教授は同記事の中で次のように語っている。

「米国ではデラウェア州最高裁の元長官で会社法の権威であるレオ・ストライン氏が22年公表の論文で「政治献金は株主をはじめとした企業のステークホルダー(利害関係者)の意向を反映できていない」と批判している。政治思想の問題だけでなく、そもそも株主利益を最大化しているかという観点からも正当性が乏しいとの意見だ。」

「日本においても八幡製鉄所判決から50年以上もたち、近年はガバナンスの意識が向上している。株主は政治活動に関する支出についても経営者の一存に任せず、監視監督をすべきだとの意見も出るようになった。」

「私は先に述べた株主との利益相反の観点から、そもそも企業献金自体が望ましくないと考えている。もし続ける場合は、今後は取締役会で審議するなど手続き面の規律が不可欠だ。」

「その際に考慮すべきは、献金を与える影響だ。今日、株主は世界中の企業に投資している。投資先の一企業の利益だけでなく、投資先企業がある国の政治システムが腐敗しないかどうかにも関心を寄せていることは念頭におく必要がある。」

3) ハーバード・ビジネス・レビュー論文「政治献金が企業価値を損ねる時」は、近年の大幅な企業献金の増加がもたらした米国企業の深刻な問題が描かれている。制度や政治状況の違いがあり、そのまま日本の問題と重ねて論じることはできないが、我が国にも一定の示唆と警告を与える論稿である。(以下紹介文)

「2010年の米国「シチズンズ・ユナイテッド判決」で企業が政治家や政治団体に献金できる上限が取り払われて以来、政治献金は大幅に増加し、経営者は常に圧力にさらされている。その結果、業界の意向に沿ってくれたり、特定の大義をサポートしてくれたりする候補者や団体であれば、表向きのスタンスが自社と違ってても献金の要請に応じる状況が生まれている。さらに深刻なのは、本来ならば株主から預かっているはずの資金が、経営者の判断で政治利用されている点だ。企業がこのまま政治献金を続ければ、顧客や従業員、投資家から厳しい目を向けられるだけでなく、企業価値を著しく損なうおそれさえある。本書では、政治献金が抱える正当性の問題について論じ、経営者がこうした偽善の罠に陥ることなく、本来の企業経営の仕事に集中できるようにするための具体的な解決法を提示する。」

4) 「企業の政治献金に関する情報開示 OECD コーポレート・ガバナンス原則が企業の政治献金の開示に言及」大和総研レポート記事(鈴木裕)2015年10月19日。

「2015年9月に改訂された OECD コーポレート・ガバナンス原則は、企業の政治献金の開示規定に関して言

及している。— 政治団体側だけでなく企業側にも政治献金に関する情報開示をすべきとする規定を設けている国がある。米国では企業の政治献金開示を主張する声が強まりを見せている。— わが国におけるコーポレートガバナンス・コードの見直しの際には、この点が新たな論点になる可能性がある。」

以上

<参考文献>

古賀純一郎、2004.『政治献金—実態と論理—』岩波新書

上原利夫、2005.「経営倫理とCSR: 会社法の視点から」日本経営倫理学会誌第12号

道野真弘、2005.「営利企業たる会社は、『非営利の』行為としての社会的責任を負担しうるか」立命館法学 2005年2・3号

チームJ、2008.『日本をダメにした10の裁判』日本経済新聞出版

上脇博之、2009.「企業献金の違憲性」名古屋大学法政論集 230号

野田博、2013.「CSRと会社法」江頭憲治郎編『株式会社法体系』有斐閣

川口恭弘、2013.「企業の政治献金と株主保護」同志社法学 64(7)

板垣隆夫、2021.「SDGsは「大衆のアヘン」なのだろうか～積極的に受け止め、真面目に反論する」監査懇話会 HP 監査役・いたさんのオピニオン No.25

ドロシー・S・ランド/レオ・E・ストライン Jr.2022.「政治献金が企業価値を損ねる時」Diamond ハーバード・ビジネス・レビュー2022年8月号

上脇博之、2024.『検証 政治とカネ』岩波新書

門多丈、2024.「パーティー券を購入した企業の責任」金融ファクシミリ新聞 1月30日号「複眼」欄

板垣隆夫、2024.「企業統治改革とサステナビリティ経営(ESG・SDGs)」基礎経済科学研究所機関誌『経済科学通信』160号